

〔消費税〕 インボイスについて歯科技工所が知っておくこと

歯科技工所管理委員会

令和3（2021）年に入ってから『インボイス』という言葉がたびたび聞くようになりました。

令和5（2023）年のインボイス制開始に向けて、歯科技工と消費税との関係を専門家に伺い、歯科技工所運営の判断材料を広報します。

法人、個人を問わず、こうした判断は事業者の役割です。何回かに分けて、事業所会員などの皆様にお知らせします。

シグマライズ税理士事務所 税理士 山本 三四郎 先生
公益社団法人日本歯科技工士会 会長 杉岡 範明
Coordinate；常務理事（歯科技工所管理） 下澤 正樹



—— 今日消費税の『インボイス』について、税理士の山本三四郎先生（写真左）と日本歯科技工士会（以下、「日技」という。）の杉岡会長（写真右）に伺います。

まず杉岡会長。この国に消費税が始まる際に、日技は「酒井カルテル」を提出し、スタートの坂道を越えたと聞いています。どういうことだったのでしょうか？

杉岡 消費税はある年齢以下の方々にはもはやあたり前なのでしたが、30年あまり前、この国に「いわゆる付加価値税」はありませんでした。それまでは、所得税や住民税、自動車や不動産に関するもの、特定の物品税や相続税・事業税などが国や地方自治体の主な税金でした。

当時の大蔵省（現財務省）はこのままでは少子高齢社会の維持は難しいと考え、欧州諸国のような新しい

税制を導入しようとしていましたが、当然ながら反対も多く、紆余曲折を経て、竹下登内閣が消費税法を纏め成立させました。

山本先生、これで間違いはありませんでしょうか？

山本 はい、そういうことです。

補足させていただくなら、消費税導入前の日本の税制は、昭和25年のシャープ勧告に基づいた所得税中心の税体系となっていました。しかし、戦後から高度経済成長期にかけて、日本の経済・社会は著しく変化し、所得税中心の税体系では様々なゆがみが目立つようになりました。特に給与所得者に対する税負担が偏ってきたことにより、現役世代の重税感・不公平感が高まりました。そこで、税負担に関して、「国民ができる限り幅広く公平に分かち合う必要がある」との考えが広まり、税制の不均衡を解決するため、消費税が導入されることになりました。

消費税と歯科技工

—— その日技が提出したという「酒井カルテル」とは、消費税の開始にあたり発効された「消費税転嫁対策特別措置法」のことですね。その時の会長が酒井さんですか？

杉岡 はい、何しろあの頃は外税・内税そとぜい うちぜいという言葉も聞きなれず、ガイゼイなどと呼ぶかたもありました。

杉岡 なるほど。この第3例の組合せは、とても現実的ですね。

歯科界は、一般社会の事業規模から言えば、歯科医療機関も含めてほぼ全員が零細か中小事業所であり、この者たちがこの事業形態で歯科保健医療を支えています。

こうしたなか業界内という大手の歯科技工所がCAD/CAMに象徴される削出機を何台も揃え広範な需要に応え歯科医療を支えています。こうした歯科技工所は規模からして本則課税がほとんどでしょう。

こうした組み合わせでは、CAM機を揃える連携先歯科技工所は“支払いを受ける”側ですから、そもそも請求する側でありその支払いへ領収証を発行する。その領収は最初から適格請求書からの領収なわけですから、支払い側である第3例の歯科技工所がどうこうする必要はない。

山本 最後に、第4例です。

これは、歯科技工所が「免税か簡易課税」で、取引先の歯科医療機関が「本則課税」、連携先の歯科技工所も「本則課税」。

この場合は第2例と同様に、現状のままですと本則課税事業者である歯科医療機関は、免税事業者である歯科技工所への支払いについて、仕入税額控除が取れ

ないため、消費税納税額が増加する影響があります。

そのため、こうした歯科技工所は、歯科医療機関において仕入税額控除が取れるよう、現在免税事業者であっても、適格請求書が発行できるように、あえて自ら課税事業者へ転換するかどうかを判断する状況にあります。

組合せとしてはおおむねこんな程度ですが、その「税制の概要」と「適格請求書発行事業者に変えようとした場合の書類の提出期限」などについては次号でお知らせします。

杉岡 山本先生、ありがとうございます。

次号の解説が楽しみです。

— それでは、今回の「消費税インボイスの紹介」はここまでとします。

このインボイスは国家の税制ですから、歯科技工士も社会の一員として賢く、正しい理解で経営責任を果たしていきましょう。

公益社団法人日本歯科技工士会の歯科技工所管理部門は、歯科保健医療の一端を担う歯科技工所の経営が穏やかに移行し妥当な運営が維持できるよう、今後とも取り組みます。

ありがとうございました。

事業区分	簡易課税みなし仕入率	該当する事業
第五種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、 (飲食店業を除く) サービス業をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除く。

歯科技工所のみなし仕入れ率 50%

歯科技工業における簡易課税みなし率は、平成18(2006)年6月20日の最高裁判決によって50%で確定しております。

原判決 平成17(行コ)第45号 消費税及び地方消費税更正処分等取消請求控訴事件
最高裁判所 第三小法廷 裁判長裁判官 上田豊三 ほか2名

図4